

令和6年3月5日

報道関係各位

懲戒処分の公表について

原子力規制委員会において行った懲戒処分事案について、人事院の「懲戒処分の公表指針」等に従い、以下のとおり公表します。

職員に対して服務規律の遵守を徹底してまいります。

処分日	所属	役職	処分内容	事案の概要
3月4日	長官官房	課長補佐級	戒告	下記①のとおり
3月4日	長官官房	係員級	停職6月	下記②のとおり

<概要>

- ① 本件職員は、令和4年6月から令和5年11月までの間、実際には超過勤務時間としての要件を満たさない時間を、職員勤務時間報告書に記載し、計72時間分、総額207,090円の超過勤務手当を不適正に受給した。
- ② 本件職員は、令和5年8月30日及び9月4日に東京都内の建物ベランダから女性用下着を窃取した疑いにより、11月10日警視庁に逮捕され、令和6年1月22日に起訴された。

以上

<問い合わせ先>

原子力規制委員会

原子力規制庁長官官房人事課

課長 田口 達也

企画官 岩崎 政典

課長補佐 御器谷 俊之

電話：03-5114-2104（人事課）